

文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金交付要綱

2022 文アス第 451 号令和 5 年 3 月 16 日区長決定

改正 2023 文アス第 660 号令和 6 年 3 月 22 日部長決定

改正 2024 文アス第 963 号令和 7 年 3 月 17 日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、年齢、性別、障害の有無等の垣根を越えたインクルーシブスポーツ事業等の振興を図るため、インクルーシブスポーツ推進事業等を実施する団体に対し、当該事業等に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてインクルーシブスポーツとは、障害の有無や年齢、性別、文化的背景などに関わらず、誰もが平等に参加できるスポーツをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文京区体育協会の加盟団体
- (2) 文京区区民大会（区が主催するスポーツ大会をいう。）の受託団体
- (3) 区の区域内において、年齢、性別、障害の有無等の垣根を越えたスポーツ事業等を実施する団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ事業に係る活動実績を有すると区長が認めた団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) インクルーシブスポーツ推進事業等（年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、スポーツの体験、技術の習得等の機会を提供する事業又はパラスポーツに対する理解・関心を深めることに資する事業をいう。以下同じ。）
- (2) スポーツ推進・リーダー育成事業（スポーツを通じてジュニア世代からシニア世代までの交流を図る事業又は地域において様々なスポーツを指導するリーダーの育成を図る事業をいう。以下同じ。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする（施設使用料以外の第8条に規定する交付決定の日前に支出した経費を除く。なお、交付決定の日前に支出した施設利用料については補助対象経費として認める。）。

- (1) 外部指導員等への報償費（申請団体に所属する指導員への報酬費は除く。）
- (2) 物品等の購入費
- (3) 補助対象事業を周知するためのチラシ、ポスター等の印刷費

- (4) 電話、郵便その他の通信費
- (5) 運営委託費
- (6) 施設使用料
- (7) 保険料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表のとおり（予算の範囲内とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 団体規約
- (3) 役員名簿
- (4) 申請者の活動内容が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

2 補助金の交付申請は、補助対象事業を実施する一の補助対象者につき、年度に1回までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 区長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定したときは文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しないことを決定したときは文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に対して通知するものとする。

（申請の撤回）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受け取った場合において、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、申請を撤回することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 区長は、第8条の規定により交付決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助対象事業の内容変更等）

第11条 第8条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、速やかに文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金変更申請書（別記様式第5号）に必要な書類を添えて区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(事故報告等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 区長は、必要があると認めたときは、補助対象事業の遂行状況に関し、交付決定者に対し報告を求めることができる。

(事業の遂行命令)

第14条 区長は、前2条の規定による報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)

第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、交付決定者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金事業実績書(別記様式第7号)
- (2) 領収書の写しその他の事業実績内容及び経費の支払が確認できる書類
- (3) 事業実施の様子を表す写真等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

(補助金の額の確定)

第16条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金額確定通知書(別記様式第8号。以下「補助金額確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 区長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定者に対し、補助対象事業を交付決定の内容に適合させるための措置を探るべきことを命じることができる。

(補助金の請求及び交付)

第18条 交付決定者は、補助金額確定通知書を受け取ったときは、文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金交付請求書(別記様式第9号)により補助金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱による区長の命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区インクルーシブスポーツ推進事業等補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（1年を365日とする日割計算とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した額の延滞金（1年を365日とする日割計算とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を納付しなければならない。

（通則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、アカデミー推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助額	補助限度額
インクルーシブスポーツ推進事業等	補助対象経費から寄附金、参加者の負担金その他の収入を除いた額に3分の2を乗じた額	1団体当たり10万円
スポーツ推進・リーダー育成事業	補助対象経費から寄附金、参加者の負担金その他の収入を除いた額に2分の1を乗じた額	